

別紙

松本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

松本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
	<p><u>（電磁的記録による収支報告書の作成等）</u></p> <p><u>第8条の2 前条第1項に規定する収支報告書の作成は、議長が定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、前条第1項に規定する収支報告書の提出は、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と会派の経理責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により行われた収支報告書の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに議長に到達したものとみなす。</u></p>

<p>(透明性の確保)</p> <p>第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>	<p>(透明性の確保)</p> <p>第10条 議長は、第8条第1項又は第8条の2第2項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費に係るものから適用し、施行日前にこの条例による改正前の松本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費に係るものについては、なお従前の例による。